

## 厚生労働大臣の定める掲示事項

2025. 4. 1

### I 医療法許可病床数について

精神科 157床 (精神療養病棟157床)

### II 当院では、近畿厚生局長に下記の届出を行っています。

#### 1) 入院時食事療養について

①入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

入院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）適温にて提供しております。

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	<b>510円</b>	
		ただし、2015年4月1日以前から2016年4月1日まで継続して精神病棟に入院している患者さんは <b>260円</b>	
低所得者 （住民税非課税）	低所得者Ⅱ 世帯全員が住民税非課税 で低所得者Ⅰ以外の者	過去1年間の入院期間が90日以内	<b>240円</b>
		過去1年間の入院期間が90日超	<b>190円</b>
該当なし	低所得者Ⅰ 老齢福祉年金受給権者等	<b>110円</b>	

②入院時食事療養の食事の提供たる療養に係る特別食

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき適切な栄養量及び内容を有する食事の提供を行っています。

#### 2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

①精神療養病棟入院料（15：1） 1病棟

〔1病棟看護要員配置基準〕24時間二交代で延べ12人以上の看護要員が勤務。

日勤帯（8：30～17：00）1名当たりの受け持ち数は8人以内。

夜間勤務帯（17：00～翌8：30）" 30人以内。

（準夜・深夜を合わせた勤務）

②精神療養病棟入院料（15：1） 2病棟

〔2病棟看護要員配置基準〕24時間二交代で延べ12人以上の看護要員が勤務。

日勤帯（8：30～17：00）1名当たりの受け持ち数は8人以内。

夜間勤務帯（17：00～翌8：30）" 30人以内。

（準夜・深夜を合わせた勤務）

③精神療養病棟 [3病棟] 平成27年4月1日より休棟中。

#### 3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

①精神科作業療法

②精神科ショート・ケア（小規模なもの）

③外来・在宅ベースアップ評価料（I）

④入院ベースアップ評価料15

### III 保険外負担に関する事項

1) 業務代行費（小遣い等管理代行） 月額 3,960円（税込）

（ただし、入退院等で1ヶ月満たない場合は日割計算）

2) 洗濯代（衣類等の洗濯代）

	項目	金額等
1	全て保護者が行う場合	無料
2	全て病棟に依頼する場合	月額 4,950円（税込） （ただし、入退院等で1ヶ月満たない場合は日割計算）
3	一部病棟に依頼する場合	毎回ではなく、洗濯日に保護者が持ち帰った場合は、 月額より1回につき550円減額する
4	病棟内で患者自身が全て行った場合	洗濯機1回使用につき100円（税込）

※上記以外の希望があれば事務局にご相談下さい

3) 私物保管代金（衣装ケース2個目以降）1ケースにつき1日 55円（税込）

4) 診断書料 1通 1,760円～16,500円（税込：特殊なものは別途）

その他詳しくは事務所で尋ね下さい

5) 証明書料 1通 550円（税込：領収証再発行代）

6) その他 入院に必要な衣類・身の回りの物等レンタルセットもあります。必要な方はサービス業者との契約が必要となりますので事務所若しくは詰所職員にご相談ください。

### IV 診療報酬にかかる明細書の発行について

診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。公費負担医療を受給され、自己負担のない方も対象となります。なお、明細書の交付を希望されない場合は、窓口にお申し出下さい。